

電子マニフェスト「再資源化等の情報」の実務運用に関する 研究レポート

—中間処理業者の対応課題と運用を支える条件—

株式会社ケイ・システム 小島 啓義

I. 序論

廃棄物処理法施行規則の改正（2025 年 4 月 22 日公布）により、2027 年 4 月 1 日から、電子マニフェスト（JWNET）で「再資源化等の情報」の報告が必須となる。処分業者は、最終処分または再生までのすべての処分について、①処分業者の名称と許可番号、②処分事業場の名称と所在地、③処分方法、④処分方法ごとの処分量、⑤処理後物の種類と量を報告する（環境省、2025；JW センター、2025、No.8）。

中間処理業者は、二次・三次以降の委託先の処理まで把握しなければならない。小島にも既に、「講習を受けても自社でどう設定すればよいか分からない」という相談が多数寄せられている。

本研究では、環境省の施行通知と JW センターの FAQ・操作マニュアル・入力の手引きを確認し、2026 年 9 月までに小島へ寄せられた中間処理業者の相談事例と設定支援事例を分析した。これを基に、準備の手順と課題を整理する。

II. 本論

1. 制度上の要件

入力は、自社で処分が完了する場合は「処分終了報告（最終）」、二次処理以降がある場合は「最終処分終了報告」で行う。2027 年 4 月 1 日以降は、未入力ではこれらの報告を完了できない。報告期限（3 日ルール）は変わらない。一次マニフェストが電子であれば、二次以降が紙でも報告対象となる（JW センター、2025、No.6、10、12、17）。

新たに追加される再資源化等の情報には、廃棄物処理法第 27 条の 2 第 10 号の罰則は適用されない（環境省、2025）。ただし、根拠のない数値でよいわけではなく、割合等は排出事業者や自治体に説明できる根拠が必要である（JW センター、2025、No.38）。また、

以前から報告義務のある最終処分日や場所等に虚偽等があれば、従来どおり罰則が問題となり得る。

2. 処理フローの整理と基本設定

最初に行うのは、JWNET への入力ではなく**処理フローの整理**である。廃棄物ごとに、自社の処分、処理後に出る物、委託先を確認する。

次に基本設定を行う。「処分方法設定」では処分方法を最大 4 つまで登録し、処理後物の性状に最も影響するものを「主たる処分方法」とする。「処理後物の種類設定」では処理後物を「廃棄物」か「再資源化物」に分けて登録する。「処分事業場設定」では二次以降の委託先の業者名、許可番号、事業場を登録する（JW センター、2026a）。

3. パターン作成と数量の設定

次に「再資源化等の情報パターン」（処理ルートと各段階の割合を登録しておく型）を作成する。種別は報告の時点に合わせて選び、二次以降がある場合は「後工程追加」で最終処分・再生までの流れを登録する（JW センター、2025、No.30、34）。

量は実測が原則だが、中間処理では実測が難しいため、「基準重量」（受け入れた廃棄物の重量）にパターンの割合を掛けて算出できる。基準重量は受入量、運搬量、排出事業者の数量の順で自動入力され、 m^3 や個・台は換算係数で kg に換算される（JW センター、2026a）。割合は帳簿や売却実績など過去の実績から合理的に設定する（JW センター、2025、No.26）。最終処分場を含め処理ルートが異なれば、別のパターンが必要である（同、No.29）。

小島が支援した個別事例では、電子マニフェスト実績 397 件を整理した結果、作成すべきパターンは 25 件となり、実績の約 3 割は受入量が m^3 ・個・台または空欄で、換算係数等の確認が必要であった。

4. 二次・三次処理と報告・見直し

二次・三次の委託先の情報は、委託契約書や許可証の写し、委託先からの情報提供で確認する（JW センター、2026b）。二次以降の処分業者が入力した情報が一次マニフェストに自動で紐付く機能はない（JW センター、2025、No.11）。従来の一次・二次マニフェス

トのひも付け作業も、帳簿の備付け等のため引き続き必要である（エスエムエス、2026）。

報告時はパターンを選ぶと、基準重量に割合を掛けた量が自動入力される（JW センター、2026a）。性状が季節等で変われば実態とずれるため、パターンの定期的な見直しが推奨されている（JW センター、2025、No.33）。

また、JWNET と産廃管理ソフト（ASP）では設定・操作方法が異なり、ある ASP ではソフト側にも再資源化パターン等のマスター整備が必要となる（エスエムエス、2026）。小島の支援経験では、双方で設定・確認が必要となる場合、作業量が大きく増え、ケースによってはほぼ倍に近づくこともある。

5. 支援体制の現状

小島の見る限り、義務化の実感がない処分業者はまだ多いが、2026 年 9 月時点で 5～6 社から相談が来ている。現場相談を通じた小島の見解では、電話で説明するのにかかった時間の例として、本制度の**総論**を説明するだけで約 40 分、各社の処理フロー確認、パターン作成、テスト、操作説明などの**各論**まで行えば 2～3 日を要する場合がある。初期対応に 20～30 時間以上を要すると見積もられる事例もある。いずれも小島の相談記録（匿名化）に基づく個別事例であり、全国平均ではない。

III. 結論

以上から、「機能があること」と「実際に運用できること」は別であることが分かる。システムに機能があっても、処理フローの整理や割合の根拠づくり、担当者教育は自動では行われない。処分業者は、本論の手順を施行前に済ませ、テスト報告まで行う必要がある。

思うに、今回の改正は電子マニフェスト開始以来最大級の実務変更であり、2027 年度後半から 2028 年初頭にかけて、問い合わせの集中や運用上の混乱が生じる可能性がある。これは小島の予測であり、確定した事実ではない。

本改正により、処理フロー整理から根拠データ整備、定期的な見直しまでの支援需要が生じると考えられる。これを保守の延長として扱えば、支援側の通常業務に支障をきたす。

そこで、総論の説明などの「通常サポート・保守料金内のサービス」と、各社個別の運用設計・初期設定・パターン作成・操作指導等の「有償支援」を明確に分ける必要がある。後者を独立した BPO サービスとして提供すれば、新たな事業領域となる可能性がある。

(文字数：約 2,499 字)

参考文献

- ・環境省「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」環境規発第 2512221 号、2025 年 12 月 22 日。
- ・公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（2025）「再資源化等の情報 説明会でよくあるご質問と回答（FAQ）」2025 年 12 月 12 日掲載。
- ・公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（2026a）『電子マニフェストシステム 再資源化等の情報 操作マニュアル 暫定版 Ver.2.0【処分業者向け】総合版』2026 年 4 月 27 日。
- ・公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（2026b）『「再資源化等の情報」入力の手引き Ver.1.1』2026 年 4 月。
- ・株式会社エスエムエス（2026）「SMS-ASP『JWNET 再資源化等の情報』運用方法」2026 年 6 月。
- ・小島啓義「現場相談・導入相談記録（匿名化）」非公刊。